

●香川県告示第99号

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第53号）による改正後の香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）別表の2の備考5に規定するビジターバースとして利用可能な係留施設を次のとおり定め、平成21年4月1日から施行する。

平成21年2月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

港湾名	港湾施設の種類	名称	所在地	施設延長 (m)
多度津港	係留施設	外港浮棧橋	多度津町東浜	20×2
		内港浮棧橋		50×2
土庄東港	〃	土庄東港浮棧橋	小豆郡土庄町東港	23.7
坂手港	〃	坂手第2岸壁	小豆郡小豆島町坂手	188
宮浦港	〃	宮浦1号浮棧橋	香川郡直島町宮ノ浦	25×2
直島港	〃	石場1号物揚場	香川郡直島町石場	100